

資料

令和 6 年 度

事業計画・収支予算

社会福祉法人 福岡県母子福祉協会

大手門保育園

目 次

1. 令和6年度 事業計画…………… P 2
 - (1) 事業概況…………… P 3～6
 - (2) 年間行事計画…………… P 7
 - (3) 会議・研修会計画…………… P 8
 - (4) 全体的な計画…………… P 9

2. 令和6年度 収支予算…………… P 10～12

1. 令和6年度 事業計画

1. 令和6年度事業計画について

(1) 事業概要

大手門保育園は、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設である。昨年政府が、保育園の利用を未就労保護者にも認める制度が検討されるなど、保育園の社会に対する役割がますます重要になる中、様々な環境下にいる保護者に寄り添い、子どもが主体的に生きていくために必要な力を、養護と教育を一体的に行いながら育てる。

子ども一人一人の人権を尊重し、健康かつ安全で情緒の安定した生活ができる環境を整え、保育の充実、質の向上を図る。当園の保育理念を明確にし、全職員に共有して保育に取り組む。

感染症対策を十分に講じた中で積極的に地域社会と交流し、行事の参加や子育て家庭への支援、高齢者施設慰問など、地域に根ざした保育施設になるよう引き続き努めていく。

また、個別の対応が必要な保護者、さぼりと保育、延長保育など特別な支援の必要な乳幼児の受入れを行い、保護者が安心して就労できるよう努める。

①事業活動について

ア. 管理運営について

(ア) 子どもの個人情報適切に扱うと共に、保育園利用者（保護者）に対して「苦情申出窓口」の設置を知らせ、利用者からの苦情に適切に対応する体制を整え苦情解決に努める。同時に福祉サービスの質的向上を図り、社会的責任を果たすよう努める。

(イ) 様々な感染症に対しての適切な感染予防を十分に行い、健康で安全な保育環境を整えるために、必要に応じて保健所等の専門機関の指示を仰ぐ。今後の国や県の方針、または地域の感染症流行状況を把握し適切に対応する。子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本である。日々の健康チェックはICT（コドモンアプリ）で管理、職員への一括共有がなされ、月一回の発育測定、年二回の健康診断等を実施し子どもの発育・健康状態について把握する。

虐待や不適切な養育の兆候がみられる場合は関係機関と連携し、適切な対応をとり、全職員で情報を共有する。必要な場合は地域を交えて情報を共有し地域全体で子どもやその家庭見守る体制を整える。

(ウ) 保育園での食育は健康的な生活の基本として「食を営む力」の基礎を培うことを目的とする。菜園活動やクッキング活動など食に係る様々な体験を通して食に関する知識や興味を育む。調理員が中心となり食育計画を立て全職員で取り組む。また、食物アレルギー児に安全に食事が提供されるよう、情報の共有と適切な対応を図る。

(エ) 保育中の事故防止のため、子どもの心身の状態を毎日把握して保育活動を行ったり、園舎内外での設備を定期的に点検したり等のリスクマネジメントを図る。特に登降園時、園外活動、プールや水遊びなど事故リスクの高い時間や活動には事故防止対策を十分講じたうえで実施・管理する。子どもの出欠確認、家庭での様子の情報はICTで管理、職員への一括共有がなされ、その上で電話連絡等を入れ丁寧な確認を行う。

災害や事故発生に備え月1回の避難訓練を実施し、上階の「ひとり親家庭支援センター」との合同避難訓練を年2回実施していく。その都度に改善を行い、子どもをスムーズに避難させるためのシミュレーションを行う。不審者侵入などの不測の事態にも備えた対応を全職員で定期的に検討し環境づくりに努める。

誤嚥や窒息などの事故を防ぐために、食材の大きさや硬さなどを咀嚼機能発達に応じて配慮し提供する。菜園で育てる野菜の種類にも考慮し、誤飲の危険性のないものを栽培している。

(オ) 各職員は自己評価に基づく課題などを踏まえ、園内外の研修を通して各々の職務内容に応じた専門性を高める知識及び技術の習得、維持及び向上に努める。福岡市保育協会や県・市主催のキャリアアップ研修などに積極的に参加し、自己研鑽を重ねる。不適切保育がなされていないか自己管理能力を高めるような園内研修や、今後主流となる「子ども主体の保育・教育」について学びを深めるため、福岡県教育委員会職員などを招き外部講師研修などを計画する。

イ. 保護者を対象とした育児支援について

(ア) 保育園の特性を活かした支援、子どもの成長の喜びを共有、保護者の養育向上に結び付く支援を心がける。保護者との信頼関係を構築するために、保育方針や保育内容を日々ICTアプリで配信し相互理解に努める。0・1歳クラスでは毎日の様子を個別に記録し配信する。また年中児、年長児は個人面談を年2回ほど行い、育児不安や悩み、進級・就学相談など行う。

(イ) 保護者との情報共有をICT化し、保護者の都合の良いタイミングで

園発信の連絡を確認できるようにする。出欠確認や体調管理だけでなく、不安点など直接保育士と話しにくいことを手軽に発信できる ICT の利点を生かして、細やかな保護者対応を可能とする。そこで得た情報は個人情報保護を考慮しながら、必要であれば個人面談を行うなどして課題解決につなげる。

ウ. 保育について

- (ア) 保育の中で養護（生命の保持及び情緒の安定）と教育（言語・人間関係・表現・環境・健康）を一体的に展開する。
- (イ) クラス単位で活動する保育と同時に、異年齢児との交流を図る縦割り保育を取り入れ、園生活の中でともに育ちあい、集団生活に積極的に参加し、協調性や社会性を身につける。その一方で、各個人の知的欲求が十分に満たされる環境を整え、様々な遊びを通して心身の発達を促す。
- (ウ) 子ども主体の活動ができる環境を整えるために、モンテッソーリ教具の準備やその時に子どもたちが興味を持っている活動を見極め玩具や教具を提供する。子どもたちの興味や適切な教具等の提供に関しては、担任のみで考えるものではなく、園内研修や会議の場で全職員と頻繁に意見交換をしあい、計画・実行・評価・改善を繰り返し、子どもに最適なものであるようにする。
子ども主体の活動にとって必要となる環境構成は、ハード面・ソフト面ともに常に適切であるか検討し、更新する。
- (エ) 基本的な生活習慣が身につくように、年齢や性格、発達過程にあった援助方法や環境整備を行い保育の充実を図る。
- (オ) 年中・年長児クラスでは週1回の習字教室を行い、文字の習得・礼儀作法・集中力等が身につくようにする。さらに年長組は月1回お茶会に参加し、日本文化を楽しみ保護者や地域の方に振舞う機会を設ける。
- (カ) 特別な支援を必要とする子には、一人一人の発達に必要な対応が出来るよう保育計画の立案、実践、評価反省を行い、全職員で共有する。また外部専門機関との連携を図りつつ、子どもの毎日の生活を安全かつ豊かなものにする。
- (キ) 保護者とのやり取りの中で一人一人の子どもの状況を把握し、不適切な養育や虐待の疑いがある子等を早期に発見するとともに、支援が必要な保護者の背景を理解するよう努め、関連機関と連携を取りながら全職員で対応する。

② 保育園地域活動事業について

- (ア) 校区の小中学校行事の参加、卒園児交流会、高校生とのふれあい事業、他保育園園児との交流、勤労感謝訪問などを通して地域交流を図り、社会性を養う。地域の行事には安全を確保しつつ積極的に参加し、交流を図りながら地域の育児交流の拠点となるよう取り組む。
- (イ) 隣接する高齢者施設「ライフケア大手門」との交流会を月1回行う。異世代交流を行う中で、高齢者に親しみや尊敬の念をもって接するよう育む。
- (ウ) 年長児については小学校との接続をスムーズにするため、連絡会に参加し、不安なく就学が出来るようにする。
- (エ) 多目的ホールで、保育士の専門性を活かした子育てサロンを定期的
に開催し、子育てに関する講習や乳幼児食の試食会などを行い開かれた保育園の役割を果たす。また在園する児や地域の未就園児に関する育児相談や支援を随時行うと共に必要な情報を提供する機関の役割を果たす。

③ 延長保育について

保護者の就労形態の多様化に伴う保育時間延長の需要に対応する。

延長保育時間は月曜日～土曜日 午後6時から午後7時までの1時間とする。

(0歳児より利用可) また、保育短時間認定児の朝夕の延長保育も受け入れる。

延長保育の実施は、福岡市延長保育事業実施要綱及び福岡市延長保育事業実施要領を準用し、延長保育内容については子どもの発達過程、生活リズム及び心身の発達状態に配慮し、子どもの負担にならないよう十分考慮して実施される。

エ. 施設の維持補修について

【令和6年度 計画予定】

- ・ 門扉屋根取付